

1 成年後見制度の概要

1. 成年後見制度とは

成年後見制度とは、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）を保護し、また支援するための制度です。

この制度は、「自己決定の尊重」の理念と「本人の保護」の理念との調和を目的として、より柔軟にかつ弾力的で利用しやすい制度を目指しています。

認知症高齢者や知的障害者あるいは精神障害者など判断能力の不十分な方々は、財産の管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約、遺産を分割するなどの法律行為を自分でおこなうことが困難だと考えられます。また、悪質な商法の被害に遭うなどの恐れもあります。

成年後見制度では、このような判断能力の不十分な方々を保護し、また支援していくために、契約の締結を変わっておこなったり、あるいは本人が誤った判断に基づいて契約をした場合にはそれを取り消すことができるなどの権限を支援者である成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人）に対して付与することができます。

2. 成年後見制度が改正された経緯

平成12年4月1日から施行された成年後見制度は、これまでの民法で規定されていた「禁治産者・準禁治産者宣告の制度」を大幅に見直したものです。従来までの禁治産・準禁治産の制度では、対象者がいる程度重い精神上的の障害のある方に限定され、保護の内容も画一的・硬直的であると指摘がありました。

また宣告を受けた場合、戸籍に記載されることから関係者が制度の利用に強い抵抗感を感じることもありました。さらに、制度の運営に時間や費用がかかり、当事者に負担をかけるなど利用しづらいという問題もありました。

一方でノーマライゼーションの理念が社会に浸透するにつれて、自分のことは自分で決めて生活したいという「自己決定権」を尊重する動きが広がってきているといえます。

社会福祉の基礎構造改革においても「措置制度」から「契約制度」へと、利用者が自ら福祉サービスを選択し、サービス提供事業者と契約する利用制度へと転換が図られています。

これらの社会情勢を踏まえ、本人の状況に応じた弾力的で、かつ利用しやすい制度として成年後見制度ができたのです。

3. 制度の特徴

(1) 法定後見制度に「補助」類型を追加

成年後見制度では、本人の多様な判断能力や保護の必要性に応じた、柔軟かつ弾力的な対応を可能とするために「後見」・「保佐」・「補助」の3つの類型を規程しています。これらを法定後見制度といいます。

特に「補助」の類型は、これまで対象とならなかった、軽度の精神上的障害により判断能力が不十分な方のための新たにできた類型です。本人の意思を尊重しながら多様なニーズにこたえられるように、本人の同意の下で特定の契約などの法律行為について支援を受けられることとしています。

禁治産・準禁治産もそれぞれ「後見」・「保佐」と改められ、従来よりも使いやすくなりました。なお、準禁治産の対象であった浪費者のうち、単なる浪費者は除外されることになりました。

(2)任意後見制度の創設

任意後見制度とは、本人が判断能力の十分あるうちに、前もって代理人である任意後見人に財産管理や身上監護の事務などについて代理権を与える任意後見契約を公正証書で結んでおきます。その後判断能力が不十分になったとき、家庭裁判所が任意後見監督人を選任することによって契約の効力を生じさせるというものです。

本人は、任意後見監督人の監督の下で、任意後見人による支援を受けることが可能になります。なお、公正証書は公証役場において公証人によって作成されます。

(3)成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の充実

本人の支援体制を充実するために、家庭裁判所が個々の事案に応じて適切な成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」という。）を選べるようにしています。また、成年後見人等を複数選んだり、法人を選んだりすることも可能になりました。

(4)成年後見登記制度の新設

禁治産・準禁治産宣告の戸籍への記載をやめ、「後見登記等に関する法律」に基づき、成年後見人等の権限および任意後見契約の内容などを登記して公示する「成年後見登記制度」を新設しました。

この登記制度は、後見開始等の審判がなされたときや任意後見契約の公正証書が作成されたとき、家庭裁判所または公証人からの囑託（依頼）によって、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを登記するものです。登記官が登記事項証明書を発行することによって、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを登記するものです。登記官が登記事項証明書を発行することによって登記情報を開示し、併せて登記がなされないことの証明もおこないます。

(5)市町村長への申立権の付与

判断能力の不十分な方に配偶者または四親等内の親族がいなかったり、あるいはこれらの親族があっても音信不通の状態にあるなどの場合、市町村長は、本人の福祉の充実に図るために必要があると認めるときには、法定後見の開始の審判の申立てができるものとされています。

4. 法定後見制度の概要と3つの類型

法定後見制度とは、本人の判断能力に応じて「後見」・「保佐」・「補助」の3つの類型を

規定し、主に本人あるいは配偶者または四親等以内の親族等の申立てによって、家庭裁判所が適切な者あるいは法人を成年後見人等に選任する制度です。

(1) 後見類型とは

後見の対象となる方は、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」とされています。これは自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けている方、すなわち日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要がある程度の方をいいます。

後見が開始されると、家庭裁判所によって成年後見人が選任され、成年後見人は本人の行為全般について本人を代理することができ、また本人がした行為を取り消すことができます。

後見においては、本人がした行為は取り消すことができますが、日用品の購入など日常生活に関する行為については取り消すことができないとされています。これは、本人の自己決定の尊重及びノーマライゼーションの理念から法律がそこまで介入しないというものです。

なお、後見を開始するにあたって本人の同意は要件とされていません。

(2) 保佐類型とは

保佐の対象となる方は、「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者」とされています。これは、判断能力が著しく不十分で、自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要な程度の方、すなわち日常的に必要な買い物程度は単独でできますが、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分でできないという程度の判断能力の方をいいます。

保佐が開始されると、家庭裁判所によって保佐人が選任され、本人がおこなう重要な財産行為については保佐人の同意を要することとされ、本人または保佐人は、本人が保佐人の同意を得ないでおこなった重要な財産行為は取り消すことができます。また、必要があれば家庭裁判所は申立てにより、保佐人に対して代理権、あるいは同意権・取消権を付与することができます。

なお、保佐を開始するにあたって本人の同意は要件とされていませんが、代理権の付与及び保佐開始の審判により付与される民法 13 条 1 項各号に規定される同意権・取消権の範囲を拡張する審判には本人の同意が必要となります。

(3) 補助類型とは

補助の対象となる方は、「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者」とされています。これは、判断能力が不十分で、自己の財産を管理・処分するには援助が必要な場合があるという程度の方、すなわち重要な財産行為は自分でできるかもしれないが、できるかどうか危ぐがあるので本人の利益のためには誰かに代わってやってもらったほうがよい程度の方をいいます。

補助が開始されると、家庭裁判所によって補助人が選任され、本人等の申立てにより

選択された「特定の法律行為」について、補助人に同意権や本人が取引等をする事について代理をする権限が与えられます。

代理権や同意権の対象になる「特定の法律行為」については、家庭裁判所が個々の事案において必要性を判断したうえで決定します。補助人に同意権が与えられた場合には、本人または補助人の同意を得ないでした行為を取り消すことができます。

また、補助を開始するにあたっては、本人の申立てまたは同意が必要とされています。補助の対象者は、後見および保佐の対象者と比べると不十分ながらも一定の判断能力を有しているため、本人の自己決定を尊重する観点から、本人が補助開始を申し立てることまたは本人が補助開始に同意していることを必要としたものです。家庭裁判所は、調査や審問を通して本人の同意を確認することになります。

なお、同意権・取消権の付与および代理権の付与にも本人の同意が必要となります。

5. 任意後見制度の概要

任意後見制度とは、原則として認知症や知的障害または精神障害等の精神上の障害により判断能力が低下した場合に備えて、本人があらかじめ任意後見人となるべき者及びその権限の内容を定め、公証人が作成する公正証書において契約を締結しておくものです。

本人の判断能力が低下した場合には、家庭裁判所が任意後見人を監督する任意後見監督人を選任し、任意後見契約の効力を生じさせることにより本人を保護するというものです。

家庭裁判所が任意後見契約の効力を生じさせることができるのは本人の判断能力が法定後見でいえば少なくとも補助に該当する程度以上に不十分な場合です。

任意後見人には公正証書の契約で定められた代理権のみが与えられます。

なお、任意後見制度においても本人の自己決定を尊重する観点から契約の効力を生じさせるにあたって本人の申立てまたは同意が必要とされており、家庭裁判所は調査や審問を通じて本人の同意を確認することになります。

別表 補助・保佐・後見制度の概要

		補助開始の審判	保佐開始の審判	後見開始の審判
要件	<対象者> (判断能力)	精神上の障害(認知症・知的障害・精神障害等)により事理を弁識する能力が不十分な者	精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況に在る者
開始の 手続き	申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官等 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人(任意後見契約法) 市町村長(老人福祉法・知的障害者福祉法及び精神保健及び障害者福祉に関する法律)		
	本人の同意	必要	不要	不要
機	本人	被補助人	被保佐人	成年被後見人

関 の 名 称	支援者	補助人	保佐人	成年後見人
	監督人	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人
同 意 権 ・ 取 消 権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定法律行為」	民法13条1項所定の行為	日常生活に関する行為以外の行為
	付与の手続	補助開始の審判+同意権付与の審判+本人の同意	保佐開始の審判	後見開始の審判
	取消権者	本人・補助人	本人・保佐人	本人・成年後見人
代 理 権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	同左	財産に関するすべての法律行為
	付与の手続	補助開始の審判+代理権付与の審判+本人の同意	保佐開始の審判+代理権付与の審判+本人の同意	後見開始の審判
	本人の同意	必要	必要	不要
責 務	身上配慮義務	本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務	同左	同左

6. 成年後見人等の職務

(1) 法定後見人の職務

選任

これまでの禁治産・準禁治産宣告の制度においては、夫婦の一方が宣告を受けた場合は他の一方がその後見人あるいは保佐人になるという配偶者法定後見制度がありました。成年後見制度では、成年後見人等になれる範囲が拡大され、家庭裁判所が個々の事案に応じて適切な者あるいは法人を選任することができるようになりました。

家庭裁判所では、成年後見人等を選任するにあたり、成年被後見人等（本人）の心身の状態や生活の状況、財産の状況などのほか、成年後見人等となる者の職業や経歴、さらには本人との利害関係の有無について考慮しなければならないとされ、また本人の意見、成年後見人等となるべき者の意見を聴かなければなりません。

成年後見人等の役割

成年後見人等の役割は、本人に代わって契約の締結等をおこなうなどして本人を援助したり、また本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すなどして本人を保護し、また本人の利益を守るなどして支援することだといえます。

義務

成年後見人等は、その職務をおこなうにあたり、身上配慮義務として本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態および生活状況に配慮しなければならないとされています。

解任事由

成年後見人等が解任される事由として「不正な行為」あるいは「著しい不履行」が挙げられます。いずれにしても将来にわたって後見事務に悪い影響を及ぼし、また本人の利益を侵害するようなことが解任される事由とされています。

報酬および費用

家庭裁判所が報酬の支払いについての審判申立てを受けた後に、後見事務の内容や成年後見人等の職業等を参考にして、「相当な報酬」額を決めます。なお報酬は本人の財産から支払われます。また後見事務に係る必要な費用についても本人の財産から支払われることになります。

(2) 任意後見人の職務

任意後見人の役割

任意後見人の役割は、任意後見契約により本人から委任された事務をおこなうことです。そこでは、本人の意思を尊重し、かつその心身の状態及び生活の状況に配慮する必要があります。

効力の発生時期

任意後見契約は、本人の判断能力が不十分となり家庭裁判所が任意後見監督人を選任したことによって契約の効力が発生します。

任意後見人の職務

任意後見人の職務は委任された事務について契約などの法律行為をおこなうことであり、実際に本人の身の回りの世話をすることではありません。契約した内容のものが実際に適切な形で提供されているのか監視することが任意後見人の職務となります。

解任事由

任意後見人は、本人との契約に基づいて職務を行う者なので、解任にあっても本人の判断が必要になるといえます。しかし本人の判断能力が低下した場合、任意後見人に不正な行為あるいは著しい不履行があるとき、家庭裁判所は任意後見人を解任することができます。

報酬および費用

任意後見契約を結ぶ公正証書に、後見事務に対する報酬について規定することができます。なお報酬は本人の財産の中から支払われます。また後見事務に係る必要な費用についても本人の財産から支払われることになります。

(3) 複数成年後見人制度

複数成年後見人制度とは

複数成年後見人制度とは、旧民法において後見人等は1人でなければならないと規定されていたのに対して、新しい制度では成年後見人等は必ずしも1人だと決められているわけではなく、必要に応じて複数の成年後見人等を選任することができるという制度です。

具体的に複数の成年後見人等を選任する必要があると考えられる場合としては以下のような場合が考えられます。

具体例1)財産管理の事務については弁護士等の法律専門家に、身上監護に関する契約等の事務については福祉専門家または親族に分担させる必要がある場合等

具体例2)本人の日常生活上の法律行為に関する後見等の事務については同居の親族に、本人の遠隔地所在の財産管理の事務については同所所在の親族に分担させる必要がある場合等

事務分掌について

家庭裁判所は職権で、数人の成年後見人等が共同して、または事務を分掌して権限を行使すべきことを定めることができます。また、具体的な成年後見人等の関係・後見事務の内容に基づき、数人の成年後見人等として権限を共同行使することが望ましいか、分掌した方が望ましいかを判断します。

(4) 法人成年後見制度

法人成年後見人制度とは

法人成年後見人とは、自然人(個人)では無く、例えば福祉の事務に関して専門的な知識・能力・体制などを備えた法人を成年後見人等として選任することです。

成年後見人等に選任する法人としては、社会福祉協議会・福祉関係の公益法人・社会福祉法人のほか、成年後見人等の事務を行うことを目的として設立される公益法人・NPO法人等です。

なお、成年後見人等となる法人の資格には民法上別段の制限が設けられていないので、営利法人であるからといって排除されるわけではありません。

法人が成年後見人として適格性を調査する項目として以下のものが挙げられます。

当該法人の事業の種類、内容(事業目的)

法人としての資産、経営状況

本人との利害関係の有無

後見等を行う場合の内部の指揮命令(指導監督)体制

実際の担当者の適格性

担当者の事務チェック体制 等

入所施設等との関係

本人が入所中の施設等の社会福祉法人を成年後見人等に選任する場合には利益相反関係があると考えられます。当該法人のほかに適切な候補者がおらず、利害関係に関する事項(当該法人が成年後見人等に選任された場合に期待される後見事務

の内容、本人の資産への関与のあり方とその仕組み等)を考慮したうえで、適格性を欠くとまではいえない場合に限りこれを成年後見人等として選任することが考えられます。

(5) 家庭裁判所での相談受付

家庭裁判所では、成年後見人等の職務や事務についての相談に応じており、疑問点があったり、困ったことが起きた場合などには相談することができます。なお、実際に成年後見人等に選任されている方が家庭裁判所に相談・連絡する場合には、後見等開始の事件番号と本人の氏名も併せて伝えてください。

(6) 監督体制

家庭裁判所による監督

法定後見が開始された場合、家庭裁判所は、選任された成年後見人等に対しその事務についての報告を求めたり、あるいは本人の財産の状況を調査することができるほか、その事務について必要な処分を命じることや、成年後見監督人等を選任して監督にあたらせることができます。また、成年後見人等が不正行為をするなどその任務に適しない事由があるときには、家庭裁判所は成年後見人等を解任することができます。

任意後見では、家庭裁判所は、家庭裁判所が選任した任意後見監督人を通じて任意後見人を監督することになります。法定後見等と同様に、任意後見人にその任務に適しない事由があるときは任意後見人を解任することができます。

成年後見監督人等による監督

成年後見監督人等は、成年後見人等の後見事務を監督し、報告や財産目録の提出を求めたり、必要な場合には後見事務を代行し、また成年後見人等に対する解任を家庭裁判所に請求することができます。

(7) 後見制度支援信託制度

2012年2月より法定後見人がついた認知症高齢者などや未成年後見人がついた未成年などの財産の一部を信託銀行で管理する「後見制度支援信託制度」が開始される。後見人が勝手に財産を引き出すなどの不正事件を未然に防ぐのが狙いです。当初の対象は親族後見人(後見類型)のみで不動産・株式は対象外となります。

2 市町村長申立ての実務

1 市町村の責務

法定後見制度は、高齢化社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、判断能力の不十分な方々が社会生活で不利益にならないよう、預貯金や不動産等の財産管理、介護サービスや施設への入退所等の各契約、身上監護を本人に代わり法的に権限を与えられた成年後見人等が、代理、同意、取り消しを行うことで権利擁護を図る仕組みになっています。

市町村長は、認知症高齢者（65歳以上）・知的障害者・精神障害者等について、その方の福祉を図るために必要であると認めるときに後見・保佐・補助開始の審判を申立てることができるとされ、特別に権限を与えられています。

成年後見制度の活用は、虐待防止に有効であることから、高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）及び障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）においても規定されています。

成年後見人等が就任したことによるメリット

・相続手続が行われ、生活保護が廃止された。

・多額の債務整理ができ、計画な返済ができた。

・消費者被害から守ることができた。

・税金や公共料金の滞納がなくなり、生活が安定した。

・成年後見人等による契約により福祉サービスが利用できた。

・音信不通の親族が、成年後見人等からの連絡を受け入れ、本人に会うことができた。

認知症高齢者や障害者が、成年後見制度の活用が有効と認められるにも関わらず、成年後見制度を理解することが困難であったり、費用の負担が困難であること等を理由として利用ができないといった事態とならないよう、成年後見制度利用支援事業があります。

適切な権限の行使が行政に求められる役割であり、県民の権利をしっかりと擁護していくことが行政としての責務です。

行政が成年後見制度に関わる主な法的根拠【資料1】

<p>地方自治法</p>	<p>高齢者虐待の防止、高齢者の養護社に対する支援等に関する法律</p>	<p>介護保険法</p>
<ul style="list-style-type: none"> •第1条の2、第2条第14項 •地方公共団体は地方における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担い、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> •第7条、第28条 •市町村は高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産の不当取引による被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知や制度利用に係る経済的負担の軽減措置を講じ、制度が広く利用されるようにしなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> •第115条の44項 •地方支援事業による成年後見制度利用援助事業（市町村任意事業）により、認知症高齢者に成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないための広報啓発、経費助成を行う。
<p>障害者自立支援法</p>	<p>老人福祉法</p>	<p>知的障害者福祉法</p>
<ul style="list-style-type: none"> •第77条 •地域生活支援事業による成年後見制度利用支援事業（任意事業）により、障害者に後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや、費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないための広報啓発、経費助成の事業を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> •第32条 •市町村長は65歳以上の者につき、その福祉を図るために特に必要があると認められるときは、民法第7条等により成年後見制度の審判請求（申立て）を行うことができる。 •第32条の2 •市民後見人の研修及び研修期間の認定 市民後見人の登録及び支援 都道府県の研修や情報提供等の努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> •第28条 •市町村長は知的障害者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、民法第7条等により成年後見制度の審判請求（申立て）を行うことができる。
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</p>	<p>障害者虐待防止法</p>	<p>民法</p>
<ul style="list-style-type: none"> •第51条 •市町村長は精神障害者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、民法第7条等により成年後見制度の審判請求（申立て）を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> •平成24年10月1日施行 	<ul style="list-style-type: none"> •第7条 •第11条 •第13条 •第15条 •第17条 •第876条の4 •第876条の9

2. 市町村長申立ての流れ

フローチャート

(1) 後見ニーズの発見・相談	12 P
緊急の場合 「やむを得ない事由等による措置」	
(2) 申立て準備の要点	13 P
後見人候補者の検討 情報提供について 支援チームの構成とケース会議の持ち方とその後の支援 種類の選択	
(3) 本人調査と検討	17 P
本人調査 親族調査 いない いる 親族へのアプローチ 後見登記の有無の確認 登記なし 登記あり 診断書の作成依頼	
(4) ケース方針決定会議の開催	21 P
(5) 対象者の把握・申立書類の作成	21 P
(6) 申立て	24 P
(7) 家庭裁判所による調査	24 P
(8) 後見開始等の審判	25 P
(9) 法定後見開始（審判の確定）	25 P

(1) 後見ニーズの発見・相談

親族、隣人、知人、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター
在宅介護支援センター、介護支援専門員、福祉サービス提供事業者、社会福祉法人
中核地域生活支援センター、指定相談支援事業所、精神保健福祉センター
医療機関、保健関連機関、当事者団体、NPO法人その他、金融機関、警察 等
からの発見・連絡・相談・要請による。

成年後見人等の選任が必要と思われる主な理由

預貯金等の財産管理、遺産相続等法律行為の支援の必要がある。

医療機関の受診や福祉サービスの利用等の契約に関して支援が必要である。

(例)施設入所の際に身元引受人がいなく、契約ができない。

悪徳商法や消費者金融などにより、経済的被害を受けたり、その可能性がある。

親族等による虐待など権利侵害を防ぐ必要がある。

緊急の場合

日常生活を維持することができず、緊急を要する場合は、「やむを得ない事由等による措置」
を検討する。

(1) 申立て準備の要点

市町村長申立てをするにあたり、次の ~ の点について、常に検討しながら進めていきます。

後見人等候補者の検討

後見人の選任は、家庭裁判所が決める権限をもっていますが、ご本人の環境や意思・意向をくめる人が後見人になった方が、本人にとっても周囲にとっても好ましいことなので、できる限り候補者を裁判所に推薦すべきです。したがって候補者の検討は申立準備の重要な項目になります。

申立時に候補者記載欄に記載がない場合は、家庭裁判所が候補者を探すことになるが、審判が下るまでに半年から1年を費やすことがあります。

市町村長申立のケースは親族による後見人等候補者は見込めないため、第3者後見人等候補者を推薦することになります。これまで本人に関わっている弁護士、司法書士、社会福祉士等がいれば、成年後見人等候補となる意志を確認します。

候補者は、ご本人の生活環境、財産状況などに応じて、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）、後見法人（NPO・社会福祉協議会）等と協議をして決めていくべきです。

場合によれば、複数選任、引継選任（最初は弁護士で、次は社会福祉士など）などの工夫が必要な場合もあるでしょう。これはケース会議において検討されるべきです。

これまで相談に応じている弁護士、司法書士、社会福祉士等がない場合は、それぞれの職能団体にて相談に応じてくれます。

	施設入所者	在宅生活者
法律専門職	特に財産が多額で、その管理に専門性が必要な事例 紛争性を有する事例	親族間の財産等の訴訟を含む争い・虐待・債権整理などがある事例
福祉専門職	障害が重度あるいは重複などにより施設ケアチェック等身上監護に専門性が必要な事例	本人が重度の認知症・精神障害者・重複障害者である事例 親族・近隣との関係調整が困難な事例 保健福祉サービスが未導入の事例 本人の意思確認が困難な事例

出典：日本成年後見法学会発行「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会 平成18年度報告書」 より一部引用

成年後見人等候補者の推薦をしても、家庭裁判所の判断で選任されない場合があります。

利益相反にあたる可能性があるので慎重に検討する必要があります。

(例) 福祉サービスを利用している方で、サービス提供事業者が成年後見人等に就任する。

親の相続をめぐる兄弟姉妹間、財産管理における親子間に同じ成年後見人等が就任する。

情報提供（成年後見人等候補者の推薦に関する個人情報の取り扱い）について

成年後見人等候補者（団体及び個人）への打診に際する個人情報の開示については、個人が特定できる氏名等を消して概略を示していることが多いようです。

弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職は、専門職団体の利益相反規定に抵触するかどうかをチェックするために対象者の個人情報を必要とする場合があります。

NPO法人などでは、支援の方法やチームを作るための判断材料がないと受任の可否を法人側で判断できない場合があります。

成年後見人候補者に決まった段階で、速やかに個人情報開示を行い、場合によっては、少しでも早く本人と面接した方が良い場合や、家庭裁判所へ申し立てる際や家庭裁判所による調査にも同席してもらうこともあるようです。

現状では、各市町村による情報公開・個人情報保護条例による規程により、厳正な手続が必要とされているが、条例解釈の範囲内において、後見人等候補者への提供できる情報を提供できるよう基準を定めて、覚書を締結していくことを検討する必要があります。

参考法令

個人情報保護法

第16条第3項（利用目的による制限）

第23条第1項（第三者提供の制限）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

第8条第2項（利用及び提供の制限）

支援チームの構成とケース会議の開催（随時）とその後の支援

後見ニーズを発見したら、本人の状況確認のために、担当部所が主催し、ケース会議を開催します。1回のみならず、状況に変化があり次第随時開催していきます。

この際に集まるメンバーは、担当課、本人に関与している関係機関等の実務レベルの担当者で構成し、今後の支援内容により、新たに関わる関係機関・関係者を随時追加していく必要があります。

ケース会議での確認事項は、当面の福祉的対応の在り方、市町村長申立ての実施等も含めた方向性についても協議し、ケース方針検討会議に諮る案をまとめる。また、必要な情報の収集を分担します。

ケース会議のメンバーは、成年後見人等が就任した後も成年後見人等をバックアップする支援チームとなり、本人の状況の変化や困難状況の対応策を随時検討します。

類型の選択

法定後見の類型は、家庭裁判所が決定するものですが、ご本人の状況や支援あり方に関わるため、出来る限り申立人側で、どの類型が適切かを準備しておく必要があります。場合によれば家庭裁判所の意向に対して意見を述べる必要があります。

たとえば、ご本人が選挙に行きたいと行っている場合は、選挙の喪失を伴う後見類型は避けるべきでしょうし、出来る限り本人にとって制約の少ない類型を選ぶべきです。

また、公務員に就職したいという希望を持っている人は保佐でも失職しますので、補助の選択しかなくなります。こうした事情を家裁に説明できるのは、申立人の準備次第です。

特に、保佐、補助の場合、必要な代理行為、同意行為の範囲も合わせて検討する必要があります。

代理行為（保佐、補助開始の場合）

財産管理関係

相続関係

身上監護関係

登記・税金・訴訟

その他

同意行為（補助開始の場合）

元本の領収又は利用

借財又は保証

不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為

訴訟行為

和解又は仲裁合意

相続の承認若しくは放棄又は遺産相続

贈与の申し込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申し込みの承諾又は負担付遺贈の承認

新築、改築、増築又は大修繕

民法602条に定める期間を超える賃貸借

(3) 本人調査と検討

本人調査

寄せられた情報の事実関係を確認する。 【参考様式1】28P

本人の心身・日常生活の状況を把握し、申立てを行うべきかどうか検討する。

検討項目

ア 本人の意思

イ 認知症、知的障害または精神障害があるか？

ウ 本人の判断能力はどの程度か。 P3参照

本人の状態の目安

後見

~~判断能力がほとんどない状態で、日常の買い物も自分ではできない程度の状態。~~

保佐

~~判断能力が著しく不十分な状態で、日常の買い物程度は一人でできるが、不動産売買など重要な取引行為は困難な状態。~~

補助

~~判断能力が不十分な状態であって、重要な取引は可能だが一人では不安のある状態。~~

エ 日常生活の状況

オ どのような不都合が生じていて、どのような支援が必要なのか。

カ 家族、親族との関係

キ 本人が申立経費、後見報酬を賄うことができるかどうか。

ク 緊急性があるか。

親族調査

ア 戸籍調査

戸籍により二親等内の親族の有無を調査する。【参考様式2】29P

戸籍謄本等の交付請求は「公用請求」で無料。切手を貼った返信用封筒が必要。

イ 親族へ意思確認

2親等内親族がいる場合は、文書等により申立ての意思有無を確認する。

【参考様式3】30P

円滑な申立てが望めるのであれば、その者に申立を行うよう依頼する。

文書を送付しても回答がなかったり、連絡が取れなかったり、拒否するケースがある。その場合は、相当期間経過後にみなし決定を行う必要がある。

市町村申立てを進めるうえでの親族調査の考え方

本人に配偶者や2親等内の親族がいない。

本人に配偶者や2親等内の親族がいるが、申立てを拒否している。

本人に配偶者や2親等内の親族がいることを戸籍上確認できるが、音信不通の状況にあり、申立てを行おうとする3親等又は4親等の親族も明らかでない。

本人が親族から虐待または無視されている。

2親等以内の親族がいても、申立てする能力・資力がなく、又は虐待しているケース等事情がある場合は、本人保護、福祉のために積極的に首長が申立を行う役割があります。

ウ 相続問題が生じる恐れのある場合は、推定相続人の調査も行っておく。

親族調査を進めるうちに、判断が難しい時は、家庭裁判所へその都度確認しています。合わせて、申立てを検討している事案の概略を伝えて、提出書類の確認を行っています。申立ての行う前に2～3回は電話で確認しています。

親族へのアプローチ

たとえ後見申立に非協力的な親族であっても、本人にとってはかけがえのない親族であり、将来的に交流が必要になることもありますので、連絡がとれるような関係作りに可能な限り努める方がいいでしょう。

【資料 2】四親等内の親族図（二親等内を色で表示）

後見登記の有無の確認

東京法務局に対し、「登記されていないことの証明書」(公用無料)を請求し、すでに後見開始の審判がなされていないことを確認する。

【請求方法】

「登記されていないことの証明申請書」により、切手を貼った返信用封筒(長3サイズ)を同封し、下記宛に送付する。

〒102-8226

千代田区九段南1-1-15

九段第2合同庁舎

東京法務局 民事行政部 後見登録課

03-5213-1234(代表)

03-5213-1360(ダイヤル)

申請書を受領してから発送するまで2~3日要する。

登記あり

任意後見受任者等に対応を依頼する。

任意後見受任者が家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立を行い、選任をもって任意後見が開始される。

診断書の作成依頼

主治医に診断書の作成を依頼する。

判断能力など精神の状況については、精神神経科医による診断書が望ましいが、それ以外の診察科であっても、本人の精神状態がよくわかっているならばかかりつけ医でもよい。

診断書の様式・記載内容

「新しい成年後見制度における診断書作成の手引き」(最高裁判所作成)

主治医が精神科の医師であれば良いが、通常かかりつけ医に依頼する場合、病名は書けるが、財産管理能力を1回の診察や検診程度では判断できない場合もあります。本人の実態がわかる関係者が同行して、財産管理能力について医師に状態を伝えるようにすると、正確な診断書が作成できる。

本人の身柄が親族などに拘束されていて診断書の作成がむずかしい場合は、その旨を裁判所に伝え善後策を協議することになります。診断書は、申立の必須書類ではなく、補助か保佐・後見のいずれかで手続き異なりますので、その手続き選択のために家庭裁判所が要求するモノです。したがって、補助が明らかであるか、保佐以上が明らかであるケースでは、必ずしも必要でない場合があります。

(4) ケース方針決定会議の開催

関係者を招集するし、市町村長申立ての対象となるか、必要性はあるか最終決定を行う。

検討事項

対象者に対する支援内容

市町村長申立ての適否（客観性、公平性）

成年後見人等候補者

申立て費用の負担 【参考様式4】32P

申立て費用については、原則として申立人、市町村長が負担する。

本人に財産がある場合、申立て費用を本人に求償することができる。（申立て時に市町村負担により予納することは必要）

申立費用を本人に求償する場合は、「申立て費用は本人の負担とする旨の命令を求める。」上申書を提出する。

審判前保全処分の申立ての必要性

【資料3】35p 成年後見制度利用支援ケース検討会議設置要領（千葉市）

(5) 対象者の状況把握・申立書類の作成

対象者を訪問し、申立書に記載する事項について状況を調査する。【参考様式5】33P

財産目録及び収支予定表の作成に必要な資料を入手する。

本人の同意を得て、預貯金通帳類などのコピーをとる。

申立に必要な書類の作成を行う。

本人の財産が侵害されている、またはそのおそれがある時など、緊急を要する場合は、「審判前の保全処分」を活用する。

申立時に「求める保全処分及び当該保全処分を求める事由（必要性等）」を具体的に説明し、申立書を提出する。また、証明する書類がある場合は提出する。

保全処分の例

財産管理者の選任

事件の関係人に対する本人の財産管理又は監護に関する事項の指示、

後見・保佐・補助命令

提出書類一覧

	書類等	請求先
申立書類	申立書 申立書付票・親族関係図 本人の同意書 (保佐開始、補助開始で本人以外の申立ての場合) 本人の親族の同意書 代理権目録 (保佐開始、補助開始で代理権付与を求める場合) 同意行為目録 (保佐開始、補助開始で同意を要する行為の定めを求める場合)	家庭裁判所
本人に関する書類	<u>本人の戸籍謄本</u> <u>本人の戸籍附票または住民票</u> 後見登記されていないことの証明書 診断書 診断書付票 <u>上申書(本人に申立て費用を求償する場合)</u> <u>ケース記録</u> <u>本人調査票</u> <u>ケース方針決定会議議事録</u>	本籍地の市町村役場 住民登録先の市町村 法務局 医師(用紙は裁判所提出用あり) <u>任意様式 参考様式4</u> <u>任意様式 参考様式1</u> <u>任意様式 参考様式5</u> <u>任意様式</u>
本人の財産に関する書類	財産目録 (1)不動産に関する資料 不動産登記簿謄本(登記事項証明書)の写し 固定資産評価証明書の写し (2)預貯金に関する資料 預貯金通帳又は預金証書の写し (3)有価証券(株券・国債・手形など)に関する資料 取引残高証明書 証券の写し (4)生命保険等に関する資料 保険証書の写し (5)負債に関する資料 借用書又はローン契約書の写し 支払明細書の写し (6)収入内容を証明する資料 給与証明書(本人が給与所得者である場合) 年金証書又は年金改定通知書の写し 年金振込通帳の写し (7)支出内容を証明する書類	取引先証券会社 勤務先事業所

	施設利用料又は入院費等の領収書 健康保険税納付書 介護保険料納付書 固定資産税納付書 家賃・地代の領収書 本人の収支予定表	
成年後見人等 候補者につい ての書類	<u>個人の場合</u> <u>後見人候補者身上書</u> <u>戸籍謄本</u> <u>住民票</u> <u>法人の場合</u> <u>法人登記に係る現在事項全部証明書</u> <u>定款</u> <u>収支決算書又は貸借対照表</u> <u>法人の財産目録</u> <u>賠償責任保険への加入を証する書類</u>	<u>成年後見人等候補者により 書類が異なります。</u>
費 用	収入印紙（申立て用） 注）保佐開始、補助開始で代理権付与及び同意見を要する行為の定めを求める場合にはそれぞれ収入印紙が別途必要になります。 収入印紙（登記用） 郵便切手 注）郵便切手の枚数については、各支部により異なります。各支部にお問い合わせください。 鑑定費用 注）鑑定料については、後日家庭裁判所から連絡があった場合に納付する。	

(6) 申立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てる。

申立て先：本人住所地の家庭裁判所（住民登録をしている場所とは必ずしも一致しない）

必要書類等の提出

申立て費用の予納

申立時に、保佐・補助類型の申立ての場合は、本人を連れて行き、本人の意思確認を行うことが多いので、事前に本人及び関係者と準備しておきましょう。

(7) 家庭裁判所による調査

家庭裁判所の調査官は本人の状況を調査したり、関係者に対して問い合わせなど行う。

調査官は照会書に対する回答を求め、また、申立人、本人、関係者との面談による聞き取り調査を行う。

申立人に対する調査

申立の直接のきっかけ（介護サービスの契約、遺産分割など）

本人の生活状況、健康状態、経歴

配偶者・親・子・兄弟姉妹等の連絡先、積極財産、消極財産、収入、支出

成年後見人等候補者に対する調査

鑑定

本人の判断能力や障害の程度を判断するために、医師による鑑定を行うことがあります。法律上は、補助は鑑定不要で本人の同意で手続きができますが、その他の類型は必要となっています。しかし、実情は全申立ての8割が鑑定を省略しています。

(8) 後見開始等の審判

審判

裁判官である家事審判官が、当事者から提出された書類や家庭裁判所調査官が行った調査の結果等種々の資料に基づいて判断し、決定する。

職権で成年後見人等を選任する。

家庭裁判所から成年後見人等に後見開始等の審判の告知。本人及び申立者へ通知される。

即時抗告

後見開始等の審判に対して、申立権者等は不服申立て（即時抗告）をすることができる。なお、後見人選任の部分については、即時抗告できない。

後見開始等の審判（審判の取消し）の申立が却下された場合も、申立人は即時抗告することができる。

即時抗告できる期間は告知のあった日から 2 週間

審判確定

即時抗告をしないで 2 週間が過ぎた場合や高等裁判所で即時抗告が認められなかった場合には裁判は確定する。

後見開始の審判は、確定することにより効力が生じる。

(9) 法定後見開始（審判の確定）

家庭裁判所から東京法務局に審判内容が通知される。

東京法務局の登記ファイルに審判の内容の内所定の事項が記録される。（1 か月程度）登記が完了すると、後見人等の請求により、「登記事項証明書」が発行される。

申立て費用の求償事務【参考様式 6】3 4 P

審判書の申立て費用のうち、審判で認められた本人負担分について求償する。

申立て費用を求償したが、全額認められない場合や職権が発動されない場合は、「成年後見制度利用支援事業」の趣旨に基づき、補助金交付申請を行う。

成年後見人等の報酬事務

成年後見人等の報酬についても「成年後見制度利用支援事業」の趣旨に基づき、補助金交付する。

成年後見人等との引き継ぎ

成年後見人等の要請に応じて、可能な範囲で協力する。

4. 様式

参考様式1 ケース記録 表

第 号
平成 年 月 日

市（町村）長 様

市（町村）長

戸籍等関係書類の交付について（依頼）

老人福祉法第5条の4項1項（知的障害者福祉法第9条・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条）に基づき、下記に記す者の戸籍状況の把握が必要となったため、以下の書類を交付くださるようお願い申し上げます。

記

1. 必要とする者の氏名
(昭和 年 月 日生)
2. 必要とする者の本籍 県 市
3. 必要とする書類戸籍謄本 1通
戸籍付票 1通
改正原戸籍謄本 1通
除籍謄本 1通

【お問い合わせ先】

住所：
TEL：
担当：

平成 第 年 月 日

様

市（町村）長

成年後見人選任に係る申立てについて（依頼）

拝啓 の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝のことお喜び申し上げます。

また、平素より本市市制に対し、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、突然の話で恐縮ですが、 様の親族にあたります 様におかれましては、判断能力の低下が認められる状態にあり、本人の身上監護の必要性から、成年後見制度に基づく後見人の選任が必要と認められます。

成年後見制度とは、判断能力の十分でない方を保護し支援するための制度で、家庭裁判所に対して後見開始の審判の申立てを行うことができる者は、本人、配偶者、四親等以内の親族とされております。

つきましては、該当いたします親族の皆様方に、 様の保護と支援のため、家庭裁判所に後見等開始の審判の申立てについてご検討いただきたくお願い申し上げます。

なお、皆様のご意思を確認させていただくために、誠にお手数ではございますが、別紙回答書にてご返事をくださるようお願いいたします。

敬具

ご返事は、 月 日 () までに同封の回答書を返信用封筒により送付してください。

期限までに回答がない場合、 市長が 様についての成年後見開始の申立てを行うことについて、意義のないものとみなして、手続きを進めますので、ご了承ください。

成年後見制度に関するパンフレット
と返信用封筒(切手貼付)を同封して
います。

【お問い合わせ先】

住所：

TEL：

担当：

後見等の審判申立てについて（回答）

（あて先） 市長

私は、本人（ ）の（ ）です。

本人（ ）に係る成年後見制度に基づく後見・保佐・補助開始の申立てについて次のとおり回答します。

本人（ ）について、後見（保佐・補助）開始の審判開始の申立てをすることとし、私が申立て手続きを行います。

私が、本人の後見人になるつもりです。

私が、本人の後見人になるつもりはありません。

本人（ ）について、後見（保佐・補助）開始の審判開始の申立てをすることに同意しますが、私は申立て手続きをしません。

本人（ ）について、後見（保佐・補助）開始の審判開始の申し立てをすることに同意しません。

平成 年 月 日

氏名.....?

住所.....(〒.....)

連絡先(電話番号).....

(携帯・昼間の連絡先).....

【ご意見欄】

書ききれない場合は、裏面に記載してください。

第 号
平成 年 月 日

千葉家庭裁判所

御中

市(町村)長

上 申 書

後見開始の審判にかかる手続き費用について、非訟事件手続法第28条により、被後見人本人に下記申立費用の負担を命じていただくようお願いします。

記

1 申立対象者

住 所 千葉県 市(町村)

氏 名

2 申立人 市(町村)長

3 申立費用 円

内訳；申立手数料 円

登記手数料 円

郵便切手 円

鑑定料 円

4 申立理由

本来手続き費用は、申立人負担が法定されているが、本後見開始申立において、市(町村)長が申立てを行ったのは、当市の市民である 氏の身上監護の観点から、専ら本人の利益のために本市(町村)が申立事務を行ったもので、同条所定の「特別の事情」に該当するとして、本人に手続き費用の負担をお願いするものです。

参考様式 5 本人調査票

参考様式6 費用の求償

第
平成 年 月 日

成年後見人 様

市(町村)長

法定後見の審判の請求に要した費用の求償について(通知)

平成 年 月 日付け平成 年(家)第 号後見開始申立事件審判に基づき、本件手続きに要した費用について、下記のとおり求償します。

記

1 審判の請求

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 審判請求の類型

2 審判請求に要した費用(求償額)

- (1) 申立手数料 円
- (2) 登記手数料 円
- (3) 郵便切手代 円
- (4) 鑑定料 円
- 合計 円

3 費用の納付について

同封の納入通知書により、納めてください。

納付期限 平成 年 月 日

【連絡先及び送付先】

住所：

TEL：

担当：

【資料 3】

3 市町村で整備すべき規程の整備

1 千葉県における市町村長申立ての状況と規程の整備状況

(1) 千葉県における市町村長申立ての件数

千葉県庁健康福祉部高齢者福祉課及び障害福祉課が各市町村行政に対して、毎年行っている「成年後見制度利用促進に係る施策の実施状況調査」によると、千葉県における「市町村長申立件数実績」は増加傾向にあり、平成18年度・平成19年度に比べ平成20年度・平成21年度は約2倍に増加しています。

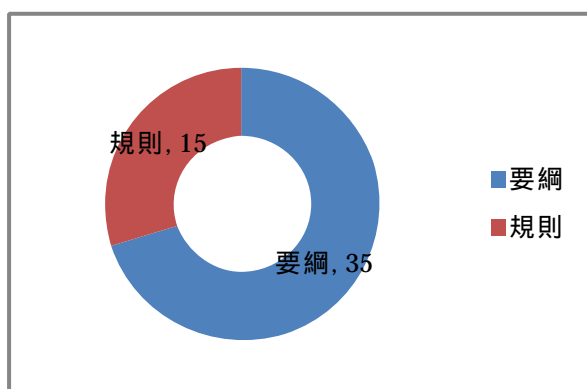
(平成22年度調査を鑑み追記)

	22年	21年	20年	19年	18年
老人福祉法		107	87	41	43
知的障害者福祉法		9	16	7	7
精神保健福祉法		9	4	6	5
総数		125	107	54	55

全体的には増加傾向がみられるものの、全く申立てを行っていない市町村が約三割を含め、過去5年の取り扱い件数が5件未満の市町村が全体の3/4を占めるなど、積極的な活用が行われているとは言い難い状況です。

(2) 千葉県における根拠規定の整備状況

同調査による千葉県における「市根拠規程(規則・要綱)の整備状況をみると、整備している50市町村、未整備4市町と年々整備が進んでいます。全国的には条例を制定している市町村もありますが、県内では規則としているところが15市町村、要綱が35市町村となっています。



「市町村長申立に関わる規則(要綱)」と「成年後見制度利用支援事業に関わる規則(要綱)」を2本立てで設置しているところは6市のみで、両規則(要綱)が一体型となってい

る市町村が40市町村で大半となっています。また、費用助成のみの設置も4市町あります。高齢者と障害者の要綱が別の市も1市ありました。

「成年後見制度利用支援事業」の対象者の拡充を行った市町村は 市町村と徐々に増えています。

2.作成上の留意事項

成年後見制度の実施に関する規程（要綱）等が未整備の市町については、他の自治体の例モデル要綱を参考にしながら、整備を行うことが急務です。

市町村長申立を行うだけでなく、本人や親族及び関係機関からの相談があった際に適切に対応できる後見相談窓口を一本化し、担当職員を配置して、積極的に実施する体制を整備する。

行政の福祉関連部所の職員のみならず、情報提供者となりうる住民及び地域の福祉関係機関に対して、「成年後見制度」を理解し、適切に相談窓口へつなげられるよう周知が必要である。

成年後見制度利用支援事業の補助対象者については、「介護保険法に基づく地域支援事業」及び「障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業」のいずれも「市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象になりうる」とされており、対象者の拡大を検討する。

市町村成年後見制度における市長申立てに関するモデル要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法(明治29年法律第89号)の規定に基づく成年後見制度について、判断能力が不十分な高齢者、知的障害者及び精神障害者(以下「高齢者等」という。)の生活の自立の援助と福祉の増進のために、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定による、後見、保佐又は補助(以下「成年後見等」という。)開始等の審判の市町村長申立て(以下「市町村長申立て」という。)につき必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 市町村長申立ての対象者(以下「本人」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者であって、親族等による成年後見等開始等の審判の申立てが見込まれない高齢者等とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 本市町村に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により本市町村に住所等を記録又は登録している者
- イ 本市町村が介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により保険者となっている者
- ウ 本市町村が法令の規定により援護を行なっている者

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 配偶者及び2親等以内の親族がいない者
- イ 配偶者又は2親等以内の親族があっても、成年後見等に係る審判の申立てを拒否している者
- ウ 配偶者又は2親等以内の親族があっても、虐待、財産の侵害等の事実がある者
- エ 配偶者又は2親等以内の親族が戸籍上確認できるが、音信不通の状態にある者
- オ 成年後見等に係る審判の申立てに急を要すると市町村長が判断する者

(申立ての種類)

第3条 市町村長申立ての種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民法第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を要する行為の範囲を拡張する審判
- (4) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- (5) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- (6) 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判

(7) 民法第 876 条の 9 第 1 項に規定する補助人に代理権を付与する審判

(調査及び決定)

第 4 条 市町村長は、市町村長申立てを行うに当たっては、次の各号に掲げる事項の調査を行い、申立ての適否及び申立ての種類を決定するものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力
- (2) 本人の生活状況及び健康状況
- (3) 本人の親族等の存否及び成年後見等に係る申立てを行う意思の有無
- (4) 本人の福祉の増進を図るために必要な事情

2 市町村長は、前項の調査を行うため、本人の診断書等必要な書類を徴取するものとする。

(申立ての手続き)

第 5 条 市町村長申立てに係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手続きは、本人に係る審判を直轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(申立てに係る費用負担)

第 6 条 市町村長は、家事審判法(昭和 22 年法律第 152 号)第 7 条において準用する非訟事件手続法(明治 31 年法律第 14 号)第 26 条の規定により、審判の申立てに要する費用を負担する。

(申立てに係る費用求償)

第 7 条 市町村長は、市町村長申立てに基づき審判が下され、成年後見人、補佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)が選任されたときは、審判に要した費用(鑑定費用を含む。)について、非訟事件手続法第 28 条の規定により、成年後見人等を通じ、本人の資産から当該費用の返還を求めることができる。ただし、本人が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定に基づく被保護者である者
- (2) 成年後見等開始等の審判に要する費用を負担することが困難であると市町村長が認められた者

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市町村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

市町村成年後見制度利用支援事業実施モデル要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、市町村が支給する成年後見制度利用支援助成金（以下「助成金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者であって、老人福祉法（昭和33年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により市町村長が後見、保佐又は補助（以下「成年後見等」という。）に係る審判の申立てを行った者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 本市町村に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により本市町村に住所等を記録又は登録している者
- イ 本市町村が介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により保険者となっている者
- ウ 本市町村が法令の規定により援護を行なっている者

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく被保護者である者
- イ 成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬を支払うことが困難であると市町村長が認めた者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、家庭裁判所が決める成年後見人等の報酬の金額の範囲内とし、施設入所又は長期入院している者については、月額 円を、その他の者については月額 円を上限とする。

(助成申請等)

第4条 助成金を申請できる者は、対象者又は対象者の成年後見人等（以下「申請者」という。）とする。

- 2 申請者は、助成金の支給を受けようとするときは、成年後見制度利用支援助成金支給申請書（別記様式第1号）により、市町村長に申請するものとする。
- 3 前項の申請書の提出期限は、家庭裁判所による報酬付与の審判の決定があった日の翌日から起算して2か月以内とする。
- 4 第2項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 公的年金等の源泉徴収票その対象者の収入を証する書類
- (2) 収支状況報告書及び財産目録の写し
- (3) 報酬付与の審判定定書の写し

5 市町村長は、第2項の申請があったときは、その内容を審査のうえ支給の可否及び助成金の額を決定し、申請者に対し成年後見制度利用支援助成金支給決定（却下）通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（助成金の請求等）

第5条 前条第5項の規定により助成金の支給の決定を受けた申請者は、成年後見制度利用支援助成金請求書（別記様式第3号）により、市町村長に請求するものとする。

2 助成金は、前項の請求に基づき、対象者名義の金融機関口座に振り込むものとする。

（成年後見人等の報告義務）

第6条 成年後見人等は対象者の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市町村長に報告しなければならない。

（助成金の返還）

第7条 市町村長は、対象者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認められた場合は、その助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市町村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別記様式第 1号
(第 4条関係)

成年後見制度利用支援助成金支給申請書

平成 年 月 日

市町村長 様

申請者氏名

印

市町村成年後見制度利用支援事業実施要綱第 4条第 2項の規定により、次のとおり申請
します。

成年被後見人等	住 所		
	ふりがな 氏 名		
	生年月日	年 月 日 (歳)	
	電話番号		
成年後見人等	住 所		
	ふりがな 氏 名		
	生年月日	年 月 日 (歳)	
	電話番号		
成年後見等の類型	成年後見	保佐	補助
助成申請額	円		
助成対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
添付書類	(1) 公的年金等の源泉徴収表、その他対象者の収入を証する書類 (2) 収支状況報告書及び財産目録の写し (3) 報酬付与の審判定定書の写し		
備 考			

別記様式第2号
(第4条関係)

成年後見制度利用支援助成金支給決定(却下)通知書

平成 年 月 日

様

市町村長

印

年 月 日付で申請のあった成年後見制度利用支援助成金の支給について、次のとおり決定しましたので、市町村成年後見制度利用支援事業実施要綱第4条第5項の規定により通知します。

1 決定

成年被後見人等	住 所	
	ふりがな 氏 名	
	生年月日	年 月 日(歳)
	電話番号	
成年後見人等	住 所	
	ふりがな 氏 名	
	生年月日	年 月 日(歳)
	電話番号	
助成金支給決定額	円	
助成対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
備 考		

2 却下

理 由	
-----	--

(教示)

- 1 この処分についての異議の申立ては、この処分があったことを知った翌月から起算して60日以内に、市町村長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消を求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌月から起算して6箇月以内に、市町村を被告として提訴することができます。

別記様式第3号
(第5条関係)

成年後見制度利用支援助成金請求書

平成 年 月 日

市町村長 様

請求者 住所
氏名

印

年 月 日付で決定のあった成年後見制度利用支援助成金について、市町村成年後見制度利用支援事業実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求金額	円
金融機関名	銀行 信用金庫 農協 店
口座種類	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ 口座名義	

4 成年後見制度利用支援事業

1. 制度主旨

介護保険サービス、障害者福祉サービスの利用等の観点から、認知症高齢者又は知的障害者、精神障害者にとって、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業です。

公費負担は、高齢者は「介護保険法に基づく地域支援事業」、障害者は「障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業」の対象とされています。なお、~~障害者自立支援法の一部改正により、成年後見制度利用支援事業が市町村必須事業に格上げされた。(平成24年4月1日施行)~~

高齢者

平成13年度 介護予防・地域支えあい事業のメニューの一つとして創設。

平成18年度 介護保険制度の地域支援事業の任意事業の一つとして位置づけられた。

平成20年度 利用条件の緩和

「市町村長申立ての事案」のみ 「本人申立・親族申立ての事案」も対象
厚生労働省老健局「成年後見制度利用支援事業に関する照会について」
(平成20年10月24日事務連絡)

知的障害者・精神障害者

平成14年度 成年後見制度利用支援事業の対象。

平成18年度 障害者自立支援法の地域生活支援事業の中で任意事業として位置づけられた。

平成20年度 高齢者の事案と同様に、利用条件の緩和

厚生労働省社会・援護局「成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について」(平成20年3月28日)

平成22年度 障害者自立支援法の改正

平成24年4月から障害者自立支援法上の地域生活支援事業の中で必須事業化(実施主体は市町村)

補助の対象となる事業として例示されているのは、成年後見制度利用促進のための広報・普及活動、成年後見制度の利用に関する費用(申立費用、後見報酬)です。

地域の実情に応じて必要な支援を行うことを目的とする任意事業の一つであることから、市町村が創意工夫をしながら、柔軟な事業の実施を可能としています。

今後の高齢者人口の増加など一層の高齢化が進むことにより、成年後見制度利用支援事

業を利用する方が増えることが予想されることから、増加率を考慮して予算の確保に努力すること。

2. 申立てに要する経費（申立手数料、登記手数料、鑑定費用等）

申立てに必要な費用は以下のとおりです。掲載金額は、平成23年千葉家庭裁判所の金額であり、郵便切手等は支部・出張所により異なります。

（参考単価）

項目	費用	備考
収入印紙（申立て手数料）	800円	保佐開始、補助開始で代理権を要する行為の定めを求める場合にはそれぞれ収入印紙800円が別途必要
収入印紙（登記手数料）	2,600円	
郵便切手	3,350円	500円切手 × 4枚 80円切手 × 15枚 10円切手 × 15枚 保佐開始、補助開始の場合、この他に 500円切手 × 2枚 10円切手 × 15枚
診断書	3千円～1万円	医療機関により金額は異なる。
鑑定料	5万円～10万円	申立て後、鑑定が必要な場合は、家裁から予納金の請求書が送付される。
合計	59,750円～ 116,750円	

~~—この他に、親族調査を行うための戸籍謄本等の交付請求、東京法務局への「登記されていないことの証明書」を請求するための郵便切手（返信用も含む）、家庭裁判所へ行く担当職員の交通費が必要となる。~~

3. 成年後見人等の報酬に係る経費

成年後見人等の報酬費の決定は、家庭裁判所が行います。年1回、後払い方式です。金額の決め方、基準は非公表となっています。

後見報酬の助成金額については、2003年2月12日付けの全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料において参考単価として示された額を月額上限としている市町村が多いようです。

報酬費助成の参考単価(月額・上限)

居住種別	報酬助成額	備考
施設入所者	18,000円	
在宅者	28,000円	

4. 広報・普及活動費用

成年後見制度利用支援事業は、平成13年創設当時から、成年後見制度のための広報・普及活動の実施についても費用対象とされています。

(事業例)

地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布

高齢者、知的障害者やその家族に対する説明会の開催

高齢者、知的障害者やその家族に対する相談会の開催

後見事務等を廉価で実施する団体等の照会

その他成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

普及啓発事業の例

松戸市 成年後見制度利用支援事業を利用したパンフレットの作成

「あなたのための」成年後見制度」

発行部数：2000部

配布先：地域包括支援センターを通じて市民へ配布。研修会等で使用。

先進事例

5. 予算確保

~~対象者を特定せず、一括して予算要求している市町村は少なく、財源も分かれていることから高齢者、障害者と別立てで予算を要求しているところが多い。~~

~~介護保険制度—地域支援事業~~

~~実施主体：市町村~~

~~対象：65歳以上の高齢者~~

~~費用負担：国40%、県20%、市20%~~

~~1号保険料（65歳以上）20%~~

~~障害者自立支援法—地域支援事業~~

~~実施主体：市町村~~

~~対象：知的障害者、精神障害者~~

~~費用負担：国1/2、都道府県・市~~

~~町村1/4~~

5 成年後見人等の担い手となる市民後見人等の養成及び社会福祉協議会等関係機関との連携

1 . 市民後見人の養成及び活躍

市民後見人を取りまく状況

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部改正する法律」の成立により、市町村、都道府県に対して成年等に係る体制の整備等を求める老人福祉法第 32 条の 2 規定が新設されました。(平成 24 年 4 月 1 日施行予定)【資料 4】

この規定により、市町村は適切な後見人候補者を育成し、活用を図るために、(1)「研修の実施」、(2)「適切な成年後見人候補者の家庭裁判所への推薦」、(3)「その他の必要な措置」を講じる努力義務が課せられました。

(3)「その他の必要な措置」として、「研修を修了した者を登録する名簿の作成」、「市町村が推薦した後見人等を支援すること」具体例をあげています。

厚生労働省ウェブサイトにある市民後見人を活用した取組例のイメージ【資料 5】によると、行政(市町村)と家庭裁判所と準公共的な機関が市町村からの委託等を受けて設置した後見実施機関が連携しながら、市町村が市民後見人の養成、就任支援、活動支援を行う体制を構築するものです。

【資料4】老人福祉法第32条の2を創設（後見等に係る体制の整備等）

・市町村は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずよう努めるものとする。

- (1) 研修の実施
- (2) 後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦
- (3) その他必要な措置()

()例えば、研修を修了した者を登録する名簿の作成や、市町村長が推薦した後見人等を支援することなどの措置が考えられる。

・都道府県は、市町村の措置の実施に関し助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

【資料5】市民後見人の育成及び活用

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。

1 「認知症高齢者の日常生活自立度 以上」の高齢者の推計

208万人（平成22年） 323万人（平成37年）

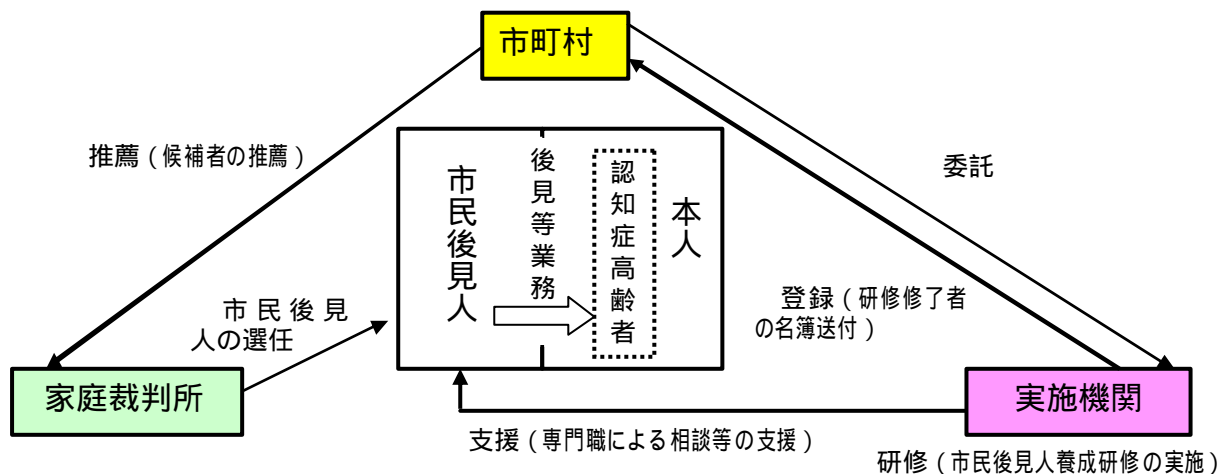
2 成年後見関係事件の申立件数は年々増加傾向（平成22年30,079件）

そのうち首長申立の件数 1,876件（平成20年）

2,471件（平成21年）

3,108件（平成22年）

（市民後見人を活用した取組例のイメージ）



出典（資料4～5）：厚生労働省ホームページ「市民後見関連情報」

市民後見人の定義

家族後見人以外の後見人（第三者後見人）で、専門職以外の人。日本の家庭裁判所は、従来、この種の市民後見人を選任していなかったが、全国各地の市民後見人養成講座の活性化を受けて、最近は選任する動きが出て来ている。

市民後見人養成講座を経た人の活動の場としては、単独個人受任、養成法人の監督付個人受任、養成法人の法人後見の事務執行者＝履行補助者として活動してる。は定義上は、市民後見人とは呼べないが、日本の現状ではこのタイプも市民後見人と呼ぶ場合がある。

実際には、は大阪市後見支援センターの養成講座を経た人々が大阪家庭裁判所か個人選任されている例がある。東京都区社協の社会貢献型後見人の例がある。千葉県内では、今のところの形態がいくつかのNPO実施されている。

いずれの場合も、組織との関与が重要で、まったくの単独・独立型の個人受任は日本では存在しない。

市民後見人の適格性

福祉に理解があり、人格の優れた方が適任と考える。市民後見人候補者の募集には説明会の開催、作文審査、面接審査等を行う必要があると考えられるが、その際、一般募集と団体からの推薦や団体を通じての募集が考えられる。

市民後見人の報酬

社会福祉協議会が行う法人後見の支援員として雇用されて活動する市民は、社協の非常勤職員として賃金が支払われるが、社会貢献を前提とするため日常生活自立支援事業の生活支援員と同等の賃金体系になると考えられる。また、大阪市成年後見支援センターは無償ボランティアとして活動しています。

一般的な市民後見人の場合も社会貢献として自発的に活動を行う者を想定しているが、研修、義務、能力や倫理面等で専門職後見人と同等な責任を求められているため、報酬付与の申立てをしても問題無いと考える。

2. 施行までの流れ

平成23年度より厚生労働省による「市民後見推進事業」がスタートしました。この事業の目的は、「市町村において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援する」とされています。【資料7】

このモデル事業は、平成23年度は全国37市区町(26都道府県)で実施され、千葉県内でも松戸市が取り組んでいます。各市区町村の事業概要は、厚生労働省ウェブサイトを確認することができます。

事業の内容としては、(1)市民後見人養成のための研修の実施(2)市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築(3)市民後見人の適正な活動のための支援(4)その他、市民後見人の活動の推進に関する事業があります。

「市町村の後見申立と市民後見人～後見実施機関の創設～報告書」介護と連動する市民後見研究会(平成23年3月10日)によると、平成24年度から全市町村において施行することを提案しているが、経過期間を経て、平成27年度完全実施を目指しているように読み取れます。

施行までの流れ(イメージ)【資料6】

3 . 市民後見人の監督や支援

成年後見人は、その権限と責任が重い制度であるため、成年後見のバックアップや支援、ならびに逸脱行為や不正を防止するために、監督組織が必要です。

ご本人に対して十分な支援が行えるためには、成年後見人が地域の社会資源・福祉資源と連携が取れることが必要です。これは、専門職後見人であれ市民後見人であれ異なるモノではありません。

市民後見人の十分な活躍をサポートするためには、地域に根ざした後見バックアップ法人の存在が不可欠です。そうした法人が、養成講座を実施、監督と支援を継続的に行うことで、市民後見人の活動、ならびにご本人への十分な支援が期待できるのです。

市民後見人もサポート組織に属して研修や助言、監督や職場内研修(OJT)でのバックアップを受けることが市民後見人の質の担保に繋がります。

NPO等が行う法人後見の事務執行者として活動する場合も、困難な事案には法人内部の弁護士や司法書士等の専門家から助言、監督や研修を受けられる体制を作る必要があります。

公的機関は組織結成を呼び掛けたり、市民後見人の受任案件には監督報酬が期待できない事案が多いと予想されるため、サポート組織等の監督人へ補助を行う等の必要があると考えられます。

4．県内の「市民後見人」養成の取り組み（千葉市・松戸市）

千葉県内でも「市民後見人」の養成が始っています。社会福祉協議会で市民後見人を養成している千葉市社会福祉協議会と市民後見推進事業を実施している松戸市の取り組みを紹介します。

5 . 日常生活自立支援事業の概要

日常生活自立支援事業は、高齢または障害があるために自分の判断で適切に福祉サービス等を利用することが困難な方に対して、相談、助言、代行、代理の方法により地域での生活を援助する事業です。

サービスの内容

福祉サービス利用援助事業

福祉サービスを利用する際の情報提供や手続きの援助を行います。

財産管理サービス

日常生活費に必要な預貯金の払い戻し、公共料金等の支払い代行などを行います。

財産保全サービス

普段使わない定期預金通帳や権利書、実印などを金融機関の貸金庫を利用して保管します。

弁護士・司法書士・社会福祉士紹介サービス

専門的な援助や助言が必要なときや成年後見制度を利用する場合等に専門家を紹介するサービスです。

日常生活自立支援事業の対象者の要件

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、在宅生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方。

本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる方。

判断能力が不十分な方は、認知症と診断された高齢者、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を有する方に限定されない。

契約内容について判断し得る能力を有していないと判断される方であっても、成年後見制度による成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見人との間で利用契約を結ぶことができます。

利用料は、この事業を利用する利用者の負担ですが、生活保護受給者の場合は無料です。

福祉サービス利用援助事業	1,000円 / 1時間
財産管理サービス	1,000円 / 1時間
財産保全サービス	3,000円 / 年間
年会費	3,600円 / 年間
弁護士・司法書士・社会福祉士紹介サービス	無料

相談受付からサービス開始まで

初期相談は各市町村社会福祉協議会で受け付けます。

相談を受けた市町村社会福祉協議会は、その地域を担当する各後見支援センター等へ相談を引き継ぎます。

後見支援センター等の「専門員」が相談者の自宅等を訪問しながら相談、調査を行います。

専門員は「契約書」「支援計画」を作成し、契約締結後「生活支援員」によるサービス提供される。

安心して利用してもらえるための仕組みとして、利用者の契約する能力があるかどうか判断する「契約締結審査会」、この事業が適切に実施されることを監査する第三者機関である「千葉県運営適正化委員会」が設置されています。

千葉県の社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の実施状況【資料 8】

利用契約者・解約者の累計

(事業創設の平成 11 年 10 月から平成 23 年度 9 月末まで)

利用契約者数	1,270人
上記のうち解約者数	764人

平成 14 年度までの千葉市分を含む

利用契約者数の推移

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
新規利用 契約者数	150 人	93 人	111 人	129 人	152 人
年度末時点の 利用契約者数	372 人	372 人	400 人	450 人	492 人

利用契約者の内訳 (平成 23 年 9 月末時点)

判断能力低下の主因別の利用契約者の分類	利用契約者 数	割合
認知症高齢者等	307 人	60.8%
知的障害者等	57 人	11.2%
精神障害者等	99 人	19.5%
その他	43 人	8.5%
合計	506 人	100.0%

6. 日常生活自立支援事業と成年後見制度の相違点

成年後見制度は財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為全般を行う仕組みですが、日常生活自立支援事業は、利用者ができる限り地域で自立した生活を継続していくために必要なものとして、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行う事が目的です。

日常生活自立支援事業は、実施主体が本人と「福祉サービス利用援助契約」を締結することによってサービスを提供するため、判断能力が不十分であっても契約するだけの能力は備わっている必要があります。

本人が判断能力を欠く場合（成年後見制度では後見類型）については契約できません。契約中の場合は、本人の意思を確認できず援助が成り立たない為に解約する必要があります。その場合は、本人保護のために適切に成年後見制度に繋ぐ必要があります。

本人と契約又は契約継続できない場合でも、場合によっては成年後見制度による成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見制度による任意後見人と実施主体の間で、本人に対する契約を締結することができます。

【資料9】日常生活自立支援事業と成年後見制度対照表

	日常生活自立支援事業		補助・保佐・成年後見制度（法定後見）	
所轄庁	厚生労働省		法務省	
法的根拠	社会福祉法、厚生労働省社会・援護局通知等		民法等、政省令、家事審判規則等	
対象者 (認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等)	精神上的理由により日常生活を営むのに支障がある者		精神上的障害により事理弁識する能力	が不十分な者 = 補助 が著しく不十分な者 = 保佐 を欠く常況に在る者 = 後見
担い手・機関の名称	本人	利用者	本人	被補助人・被保佐人・成年被後見人
	援助機関	基幹的社会福祉協議会等（法人） 法人の履行補助人として専門員、生活支援員	保護者 複数可	補助人・保佐人・成年後見人 (自然人として、親族、弁護士、司法書士、ソーシャルワーカー等及び法人)
	指導監督機関	都道府県・指定都市社会福祉協議会（実施主体）及び運営適正化委員会	監督人	補助監督人、保佐監督人、成年後見監督人
費用	社会福祉事業として、契約締結までの費用は公費補助 契約後の援助は利用者負担（生活保護利用者は公費助成）		後見の事務に関する費用、成年後見人、監督人に対する報酬費用等について、本人の財産から支弁することを明確化	
手続のはじまり	社会福祉協議会に申し込む (本人、関係者・機関、家族等)		裁判所に申立 本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官等市町村長（福祉関係の行政機関は整備法で規定） 本人の同意：補助 = 必要、保佐・後見 = 不	

		要
意思能力の確認・審査や鑑定・診断		「契約締結判定ガイドライン」により確認 あるいは契約締結審査会で審査
援助の目的・理念		医師の鑑定書・診断書を家庭裁判所に提出 (最高裁で鑑定書・診断書作成の手引作成)
援助の目的・理念		自己決定の尊重と保護の調和
援助(保護)の特徴		生活に必要な福祉サービスの利用に関する情報提供、相談と代理
援助(保護)の種類、方法	相談	福祉サービスの情報提供、助言など相談援助による福祉サービスの利用契約手続き援助
	法律行為・財産管理・福祉契約等	規定なし(法律行為ではないため) 成年後見制度申立て等の相談は家庭裁判所で実施
		財産管理等の法律行為 (不動産の処分、遺産分割等の法律行為) ?同意権・取消権(補助は家裁が定める「特定の法律行為」、保佐は民法13条1項各号所定の行為、成年後見は日常生活に関する行為以外の行為) ?代理権(補助・保佐は申立の範囲内で家裁が定める「特定の法律行為」、成年後見は、財産に関する全ての法律行為)
		身上配慮義務 成年後見人等は、その事務を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない旨の一般的規定を新設。また、身上監護に関する個別的規定として成年後見人等による本人の不動産の処分について、家庭裁判所の許可を要する旨の記載を新設。

出典：全国社会福祉協議会発行「日常生活自立支援事業推進マニュアル」

7. 社会福祉協議会による法人後見

社会福祉協議会における法人後見実施社協は、全国で114社協（2010年11月1日時点全社協調査）千葉県内では、千葉市、浦安市、柏市、佐倉市の4社協（2011年11月末時点）となり、社会福祉協議会による成年後見制度の利用に関する相談・支援や法人後見への取り組む社協が増えています。

社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業を通じた利用者への関わり、判断能力がなくなった方を速やかに成年後見制度へつなげる役割の中から、必要性を感じて、成年後見制度へ自主的に取り組みを始めたところが多いようです。

社会福祉協議会が法人後見を行う場合、首長申立ての方や低所得者等、他に適切な後見人が得られない方の権利擁護に重点を置いているため、各社協とも財政状況が非常に厳しい中で、最初から後見報酬を主体とする運営は困難であると考えられます。安定した事業運営を行うためには行政による財政的支援が不可欠です。

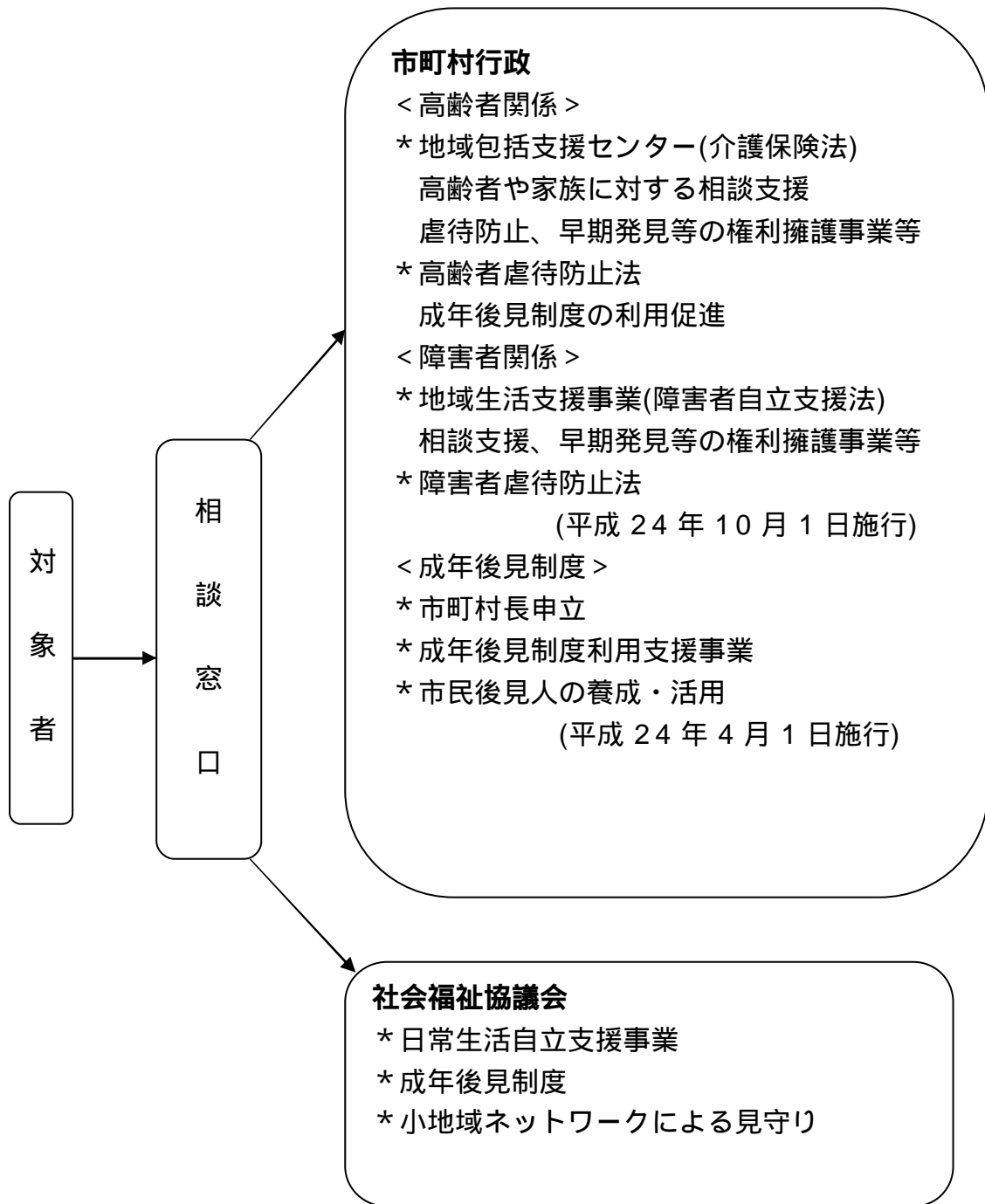
参考：第2次成年後見制度研究委員会報告書

（千葉県社会福祉協議会 / 第2次成年後見制度研究委員会）

社会福祉協議会法人後見マニュアル

（千葉県社会福祉協議会 / 社会福祉協議会法人後見マニュアル作成部会）

【資料 10】成年後見制度に係る行政と社協の役割等



品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター 斎藤所長作成

【資料 1 1】社会福祉協議会法人後見イメージ図

成年後見制度に関する用語集

関係機関一覧

家庭裁判所

専門職団体

社協

委員会設置要綱

委員名簿

困難事例への対応

- ・親が認知症、子どもが知的障害で後見人がついているケース
- ・他市の施設に入っているケース、他市に住民票があるケース